

# 令和4年度第2回

## 滝沢市立学校給食センター運営委員会

日 時 令和4年12月19日（月）

午後4時00分～午後5時00分

場 所 滝沢市役所 4階 中会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議事録署名人の指名
- 5 議題
  - (1) 学校給食費の改定について
- 6 その他
- 7 閉会

## 滝沢市立学校給食センター運営委員会委員名簿

(任期:令和5年6月30日まで)

令和4年12月1日現在

番号	役職	氏名	備考
1	会長	深澤 千春	一本木小学校PTA会長 (滝沢市PTA連絡協議会会長)
2	副会長	中村 美以子	鶉飼小学校長 (滝沢市小中学校長会会長)
3		菊地 尚子	滝沢小学校長
4		多田 敢	滝沢第二小学校長
5		村田 浩隆	滝沢中央小学校長
6		江六前 仁史	滝沢南中学校長
7		藤澤 英輝	滝沢中学校長
8		佐々木 要明	篠木小学校PTA会長
9		宮林 恵	姥屋敷小中学校PTA会長
10		川村 加奈	柳沢小中学校PTA会長
11		藤倉 浩康	滝沢東小学校PTA会長
12		白澤 仁	滝沢第二中学校PTA会長
13		三浦 結輝	一本木中学校PTA会長
14		山下 金吾	滝沢市民生児童委員連絡協議会会長
15		中村 文雄	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長
16		太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会副会長
17		大守 哲夫	滝沢南部主任児童委員
18		伊藤 紀子	滝沢北部主任児童委員

滝沢市教育委員会  
滝沢市立学校給食センター職員名簿

職名	氏名	備考
教育長	熊谷 雅英	
教育次長	久保 雪子	
所長	松本 昭彦	
総括主査	中里 宏	
主任主査	関村 紀幸	
主任主査	工藤 秀磯	
主事	須東 美穂	
栄養教諭	長谷部 紘子	
栄養教諭	小笠原 美保子	

## 議題（１）学校給食費の改定について

### 1 改定理由

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達には、栄養バランスのとれた学校給食の提供が不可欠であり、その学校給食は保護者からの学校給食費の負担により賄われております。

市の学校給食費は平成27年度の改定以来、単価を据え置いてきましたが、この間に県内統一単価である主食（米飯・パン）及び牛乳が値上りしております。

また、副食（給食センターで調理する汁物・主菜・副菜・デザート）の食材価格も物価上昇により値上りしており、献立の工夫だけでは現在の給食の質を維持するのが難しい状況となったため、改定をするものです。

### 2 基本改定案

基本となる改定案は次のとおり。

なお、改定案の算定方法は別紙「学校給食費改定のための算定資料」参照。

#### （１）小学校

項目	現行	基本改定案	比較
1食当たりの単価	272円(100%)	300円(110.3%)	28円増
給食回数	175回	175回	—
給食費の年額	47,600円	52,500円	4,900円増
納期別給食費	1期分	1期分	
	5,300円	5,700円	400円増
	2～10期分	2～10期分	
	4,700円	5,200円	500円増

#### （２）中学校

項目	現行	基本改定案	比較
1食当たりの単価	300円(100%)	330円(110.0%)	30円増
給食回数	170回	170回	—
給食費の年額	51,000円	56,100円	5,100円増
納期別給食費	1期分	1期分	
	5,100円	5,700円	600円増
	2～10期分	2～10期分	
	5,100円	5,600円	500円増

### 3 激変緩和措置

今回の学校給食費の改定により保護者への金銭的負担が急増することから、激変緩和措置として令和5年度と令和6年度の2回に分けて改定する。

なお、これに伴う令和5年度の学校給食費との差額は、市が負担する。

### 4 改定時期

令和5年4月より第1回目の改定。令和6年4月より第2回目の改定。

## 5 学校給食費改定案

令和5年度は、給食費増額分を市が半分負担する。

### (1) 小学校

項目	現行	令和5年度改定	令和6年度改定
1食当たりの単価	272円(100%)	286円(105.1%)	300円(110.3%)
1食当たりの単価増額		14円増	14円増
給食回数	175回	175回	175回
給食費の年額	47,600円	50,050円	52,500円
給食費(年額)の増額		2,450円増	2,450円増
納期別給食費	1期分	1期分	1期分
	5,300円	5,050円	5,700円
	2~10期分	2~10期分	2~10期分
	4,700円	5,000円	5,200円

### (2) 中学校

項目	現行	令和5年度改定	令和6年度改定
1食当たりの単価	300円(100%)	315円(105.0%)	330円(110.0%)
1食当たりの単価増額		15円増	15円増
給食回数	170回	170回	170回
給食費(年額)の増額	51,000円	53,550円	56,100円
給食費の年額比較		2,550円増	2,550円増
納期別給食費	1期分	1期分	1期分
	5,100円	5,850円	5,700円
	2~10期分	2~10期分	2~10期分
	5,100円	5,300円	5,600円

## 6 賄材料費増額分の市の負担額について

学校給食費を源資とする賄材料費の増額分の負担は次のとおり。

項目	令和5年度	令和6年度
給食費現行のままの賄材料費	257,144千円	253,200千円
給食費改定後の賄材料費	283,310千円	278,958千円
賄材料費の増額分	26,166千円	25,758千円
増額分の保護者負担	13,083千円	25,758千円
増額分の市費負担	13,083千円	0円

## 7 学校給食費の保護者への支援

市では、「滝沢市児童生徒就学援助要綱」を定め、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助を実施しています。

具体的には、学用品を購入する際に必要な経費や修学旅行費、**学校給食費**等を支給しています。

## 学校給食費改定のための算定資料

### 1 現行の学校給食費について

現行の学校給食費は平成 27 年度に改定されて以降、改定されていない。

現行の学校給食費は次のとおり。

	1 食当り単価	年間給食回数	年間給食費
小学校	272 円	175 回	47,600 円
中学校	300 円	170 回	51,000 円

### 2 1 食当りの学校給食費の内訳

1 食当りの学校給食費の内訳は次の 3 つに分けられる。

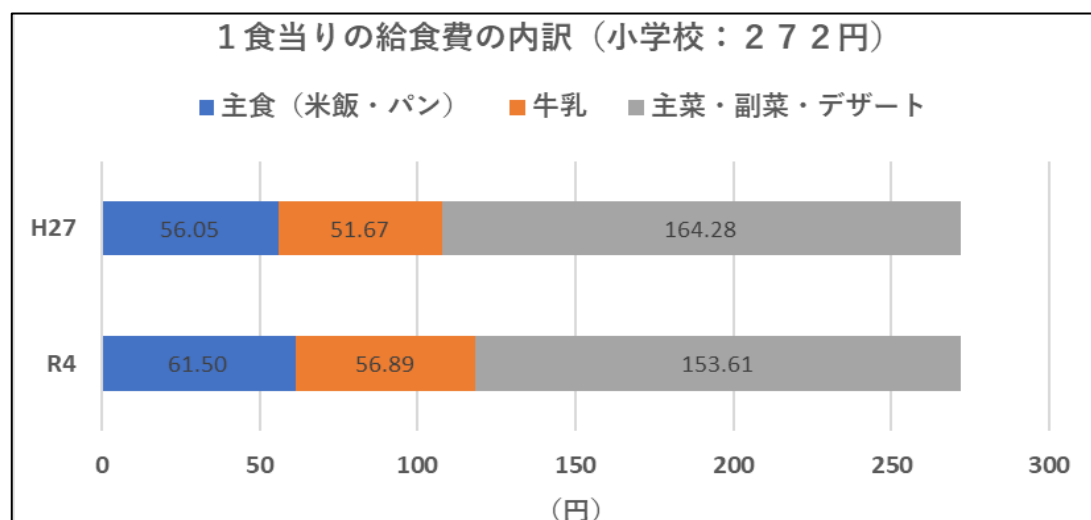
- ・主食（米飯・パン）
- ・牛乳
- ・一般食材費（主菜・副菜・デザート）

### 3 平成 27 年度と令和 4 年度の 1 食当りの給食費の内訳比較

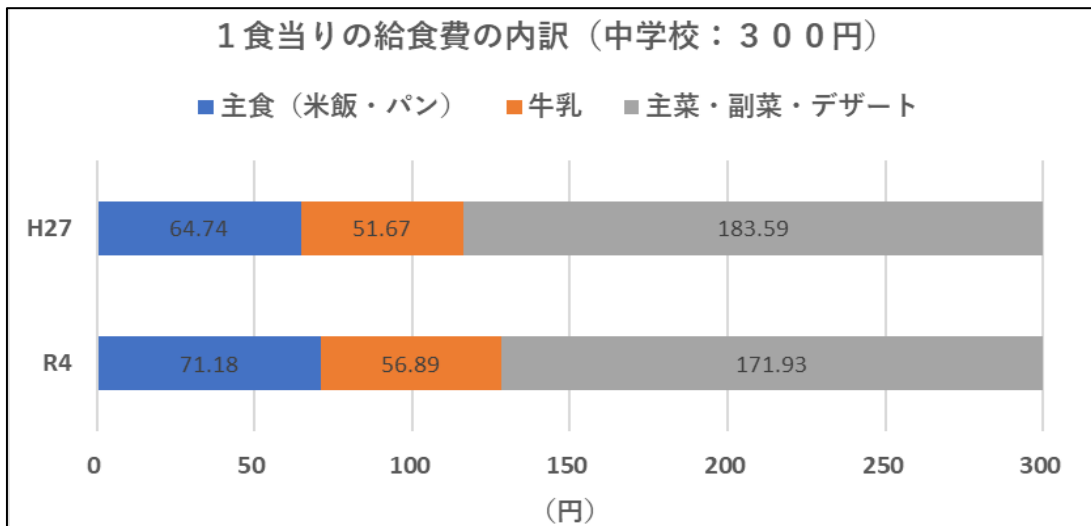
平成 27 年度と令和 4 年度の 1 食当りの給食費の内訳は次のとおり。なお、小学校の主食は、小学校 3・4 年生の米飯の価格を使用する。

また、主食及び牛乳は県統一の単価である。

小学校 1 食当り 272 円		主食	牛乳	一般食材費	計
	H27	56.05 円	51.67 円	164.28 円	272 円
R4	61.50 円	56.89 円	153.61 円	272 円	
増減額	5.45 円	5.22 円	△10.67 円	0 円	
増減率	9.72%	10.10%	△6.50%		



中学校 1食当り 300円		主食	牛乳	一般食材費	計
	H27	64.74円	51.67円	183.59円	300円
	R4	71.18円	56.89円	171.93円	300円
	増減額	6.44円	5.22円	△11.66円	0円
	増減率	9.95%	10.10%	△6.35%	



#### 4 学校給食費改定案の算定

算定条件は次のとおり。

- ・ 主食及び牛乳の価格は令和4年度と同額。
- ・ 小学校の主食の価格は小学校3・4年生の米飯を使用。
- ・ 一般食材費はH27からの物価上昇率を牛乳の上昇率と同じ10.1%にて算定。

小学校		主食	牛乳	一般食材費	計	改め
	H27	56.05円	51.67円	164.28円	272.00円	272円
	改定案	61.50円	56.89円	180.87円	299.26円	300円
	増減額	5.45円	5.22円	16.59円	27.26円	28円
	増減率	9.72%	10.10%	10.10%		

中学校		主食	牛乳	一般食材費	計	改め
	H27	64.74円	51.67円	183.59円	300.00円	300円
	改定案	71.18円	56.89円	202.13円	330.20円	330円
	増減額	6.44円	5.22円	18.54円	30.20円	30円
	増減率	9.95%	10.10%	10.10%		

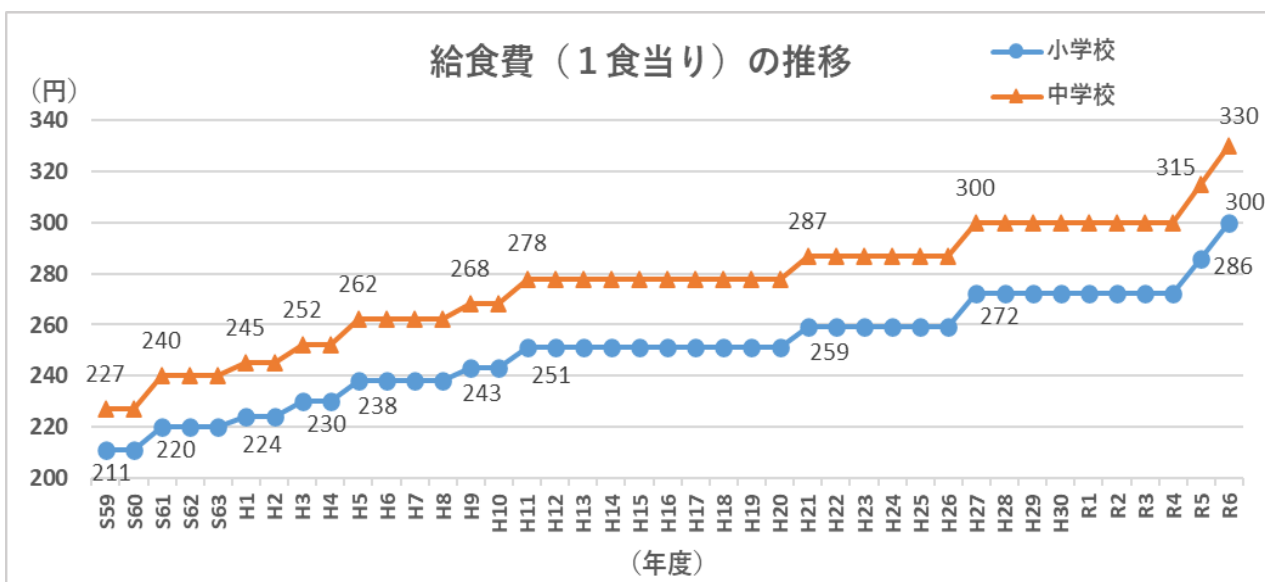
以上のことから、算定した学校給食費は次のとおり。

	1食当り単価	年間給食回数	年間給食費	備考（増額）
小学校	300円	175回	52,500円	1食当り28円 年間4,900円
中学校	330円	170回	56,100円	1食当り30円 年間5,100円

## 滝沢市の給食費及び給食回数の推移

### 1 給食費（1食当り）

適用年度	改定	小学校			中学校		
		1食当たり	値上げ額	比較	1食当たり	値上げ額	比較
昭和59年度	創設	211円			227円		
昭和61年度	1次改定	220円	9円	4.27%増	240円	13円	5.73%増
平成元年度	2次改定	224円	4円	1.82%増	245円	5円	2.08%増
平成3年度	3次改定	230円	6円	2.68%増	252円	7円	2.86%増
平成5年度	4次改定	238円	8円	3.48%増	262円	10円	3.97%増
平成9年度	5次改定	243円	5円	2.10%増	268円	6円	2.29%増
平成11年度	6次改定	251円	8円	3.29%増	278円	10円	3.73%増
平成21年度	7次改定	259円	8円	3.12%増	287円	9円	3.24%増
平成27年度	8次改定	272円	13円	5.01%増	300円	13円	4.52%増
令和5年度(案)	9次改定	286円	14円	5.15%増	315円	15円	5.00%増
令和6年度(案)	10次改定	300円	14円	4.90%増	330円	15円	4.76%増



### 2 給食回数

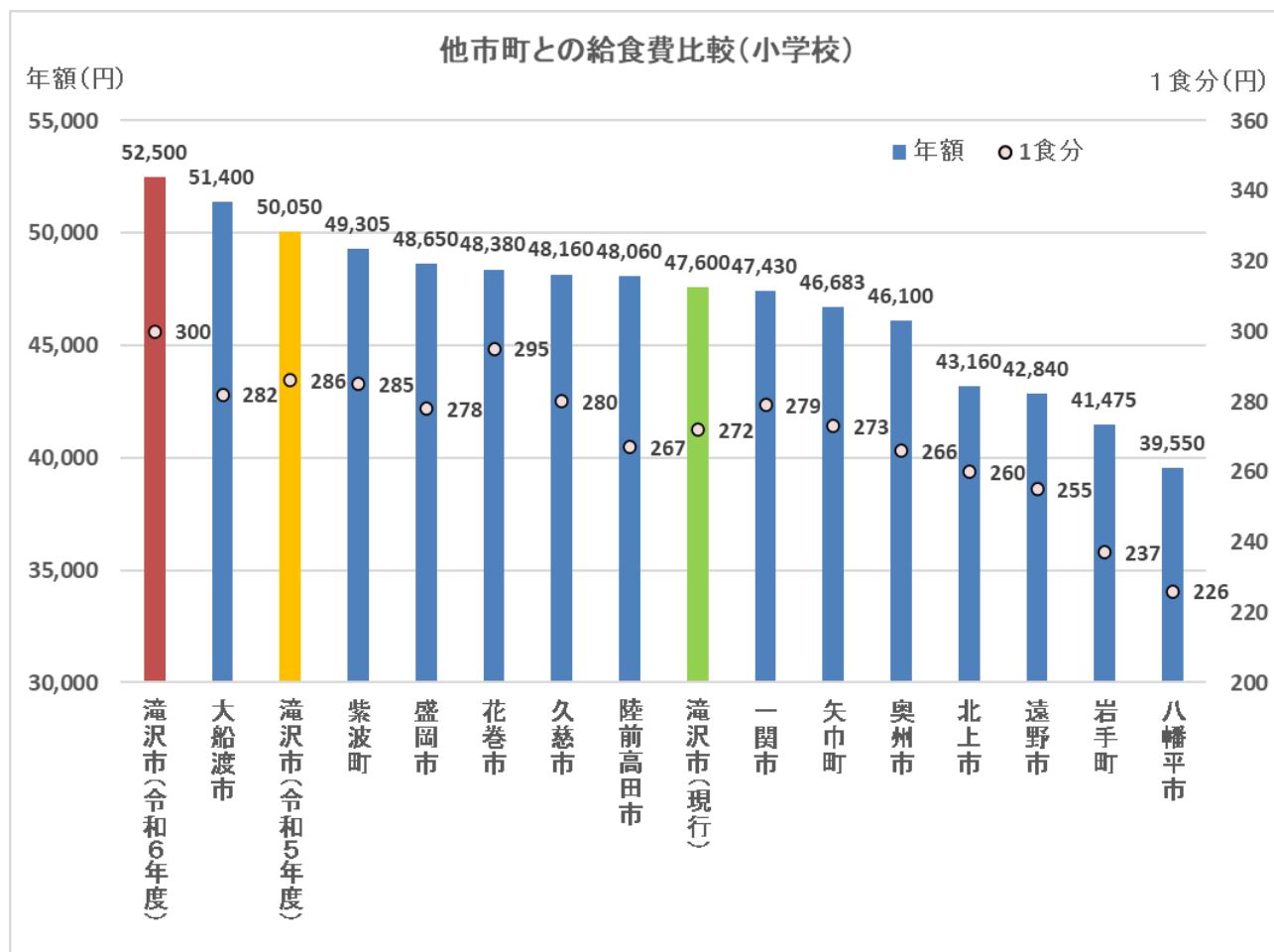
適用年度	改定	小学校	中学校
昭和59年度	創設	185回	185回
昭和60年度	1次改定	180回（1年生） 185回（2～5年生） 183回（6年生）	184回（1.2年生） 180回（3年生）
昭和61年度	2次改定	182回（1年生） 2～6年生、変更なし	変更なし
平成元年度	3次改定	180回（1.5.6年生） 182回（2.3.4年生）	180回
平成3年度	4次改定	180回	175回
平成21年度	5次改定	175回	170回



## 他市町の学校給食費と動向

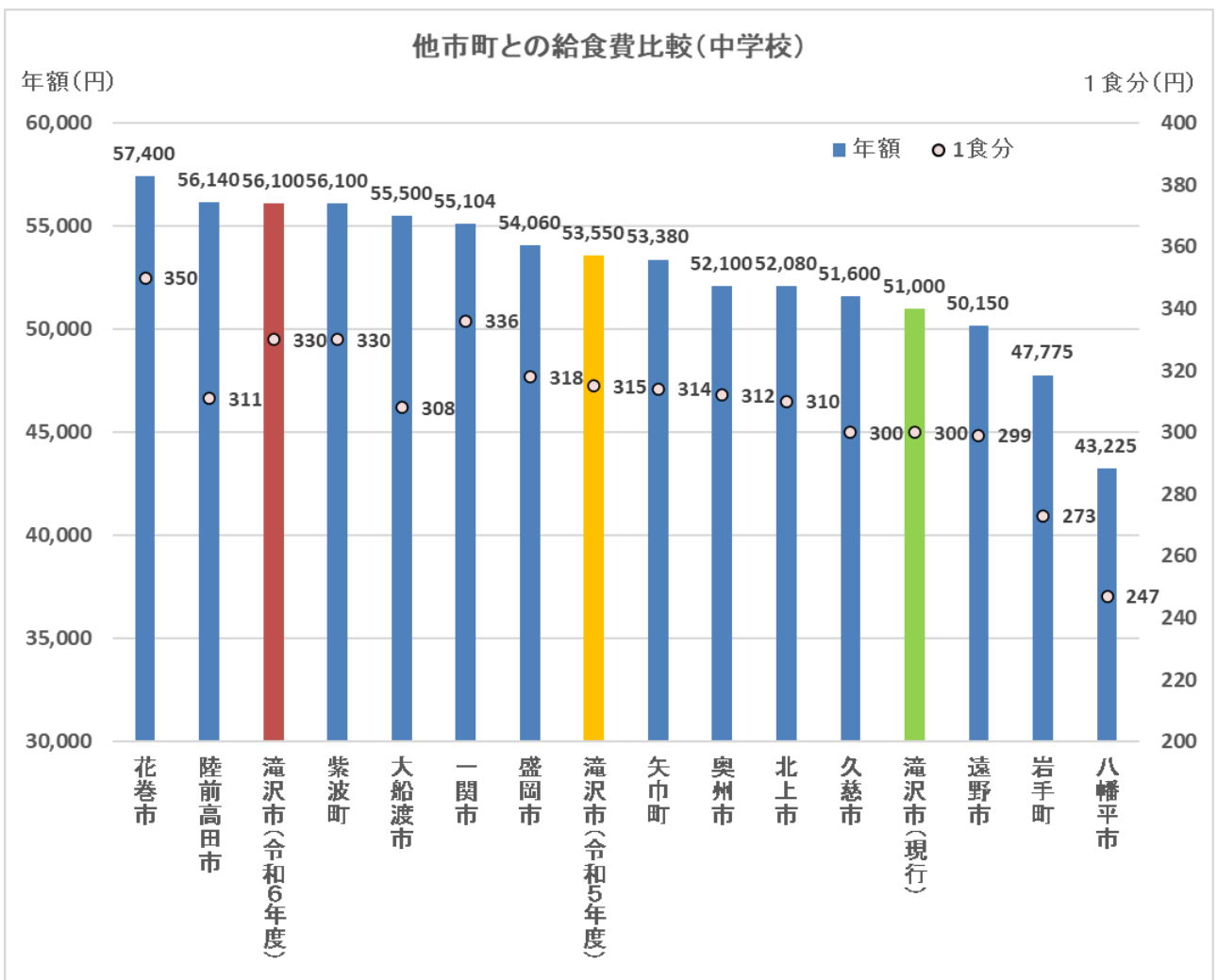
### 1 小学校

自治体名	R5 給食費改定	直近改定	1食分(円)	回数	年額(円)	備考
盛岡市	検討中	H28	278	175回	48,650	
岩手町	未定	H10	237	175回	41,475	
矢巾町	予定なし	R2	273	171回	46,683	
紫波町	予定なし	H29	285	173回	49,305	
花巻市	予定なし	R2	295	164回	48,380	
北上市	予定なし	R2	260	166回	43,160	
奥州市	検討中	R2	266	173回	46,100	
一関市	検討中	R2	279	170回	47,430	
大船渡市	検討中	R2	282	182回	51,400	
陸前高田市	予定なし	R2	267	180回	48,060	
遠野市	予定なし	R2	255	168回	42,840	
久慈市	予定なし	R2	280	172回	48,160	
八幡平市	検討中	H26	226	175回	39,550	ご飯持参
滝沢市	現行	H27	272	175回	47,600	
	改定	R5	286	175回	50,050	
	改定	R6	300	175回	52,500	



2 中学校

自治体名	R5 給食費改定	直近改定	1食分(円)	回数	年額(円)	備考
盛岡市	検討中	H28	318	170回	54,060	
岩手町	未定	H10	273	175回	47,775	
矢巾町	予定なし	R2	314	170回	53,380	
紫波町	予定なし	H29	330	170回	56,100	
花巻市	予定なし	R2	350	164回	57,400	
北上市	予定なし	R2	310	168回	52,080	
奥州市	検討中	R2	312	167回	52,100	
一関市	検討中	R2	336	164回	55,104	
大船渡市	検討中	R2	308	180回	55,500	
陸前高田市	予定なし	R2	311	180回	56,140	
遠野市	予定なし	R2	299	168回	50,150	
久慈市	予定なし	R2	300	172回	51,600	
八幡平市	検討中	H26	247	175回	43,225	ご飯持参
滝沢市	現行	H27	300	170回	51,000	
	改定	R5	300	170回	53,550	
	改定	R6	330	170回	56,100	



○滝沢市立学校給食センター設置条例

昭和 59 年 3 月 21 日

条例第 8 号

改正 平成元年 6 月 12 日 条例第 25 号

平成 17 年 3 月 25 日 条例第 10 号

平成 25 年 12 月 13 日 条例第 49 号

平成 25 年 12 月 13 日 条例第 50 号

滝沢村立学校給食センター設置条例（昭和 43 年滝沢村条例第 19 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、滝沢市立学校給食センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 滝沢市は、滝沢市立学校設置条例（昭和 60 年滝沢村条例第 7 号）に規定する小学校及び中学校の学校給食に関する調理等の業務を一括処理する施設として、次のとおり滝沢市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

名称	位置
滝沢市立学校給食センター	滝沢市外山 86 番地 18

（職員）

第 3 条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

（滝沢市立学校給食センター運営委員会の設置）

第 4 条 給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、滝沢市立学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（運営委員会の所掌事務）

第 5 条 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について、審議し、及び助言する。

（運営委員会の組織）

第 6 条 運営委員会は、委員 21 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校長
- (2) 中学校長
- (3) PTAの代表者
- (4) 滝沢市民生委員・児童委員の代表者

- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の会長及び副会長)

第7条 運営委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第8条 運営委員会は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、給食センターの管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。ただし、運営委員会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年6月12日条例第25号)

この条例は、平成元年9月4日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第49号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月13日条例第50号)

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

## 令和4年度第2回滝沢市立学校給食センター運営委員会 追加資料

### 事前質問・要請事項（4項目）

1 滝沢市の学校給食費（の補助等）に関する基本方針のような文書があれば、示していただきたい。また、無償化についての議論の経過があれば知りたい。

「滝沢市学校給食費に関する規則」により、1食当たり単価と年額及び納期が定められています。

なお、市では、給食費に限るものではありませんが、生活保護法による支援と児童生徒就学援助要綱による支援を行っております。

給食費の無償化について、過去の議会で一般質問があり次のような要旨で答弁しています。「(当時の年間の)給食費相当額、約2億5,500万円は、国の財政的な支援がなければ、市単独で実施することは難しい。」

2 給食費の就学援助の件数（児童・生徒数、家庭数）の状況、近年の傾向、見通しについて情報提供いただきたい。

「生活保護法」と「滝沢市児童生徒就学援助要綱」により、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して援助しています。

援助している児童生徒は全児童生徒数に対し、令和元年度が14.9%、令和2年度が15.4%、令和3年度が16.1%、令和4年度が16.0%と近年、増加傾向にあります。

3 学校給食に係る滝沢市の支出（光熱水費、委託費等）の現状と見通しについて情報提供いただきたい。

#### 令和3年度決算額と令和4年度見込額の比較（単位：円）

区分	R3決算額	R4見込額	比較	増減率
調理等業務	80,465,000	82,500,000	2,035,000	2.5%増
配送業務	19,008,000	21,139,360	2,131,360	11.2%増
燃料費（A重油）	11,497,200	13,373,052	1,875,852	16.3%増
燃料費（ガス）	944,689	1,144,000	199,311	21.1%増
電気料	6,167,403	7,649,000	1,481,597	24.0%増
上下水道料	5,159,818	6,050,000	890,182	17.3%増
計	123,242,110	131,855,412	8,613,302	7.0%増

4 一般食材費の購買対策（値上がりへの対応）、市内生産品の占める割合について、情報提供いただきたい。

#### ◆購買対策として

- ・同類種類であれば、安価なものを選択
- ・同一種類であれば、規格を緩和

#### ◆市内生産品（農産物）の割合

年度	米	野菜	果物	市内産	県内産
R2	100%	9.9%	12.0%	45.9%	62.0%
R3	100%	10.0%	4.9%	46.7%	63.0%

- ・米：滝沢産あきたこまち（H12年度から）
- ・野菜：人参、大根、ねぎ、キャベツ、白菜、胡瓜、ミニトマト、さつま芋、ピーマン、ズッキーニ、茄子（11品目）
- ・果物：りんご